

○岩手県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

(昭和52年11月9日警察本部訓令第18号)

〔沿革〕 昭和54年9月警察本部訓令第22号、55年10月第13号、57年9月第20号、61年11月第14号、平成元年4月第7号、4年7月第11号、第14号、6年8月第14号、7年3月第7号、第10号、10月第19号、8年10月第15号、10年3月第4号、13年10月第21号、14年10月第28号、15年3月第6号、18年3月第5号、24年11月第12号、25年3月第7号、12月第14号、27年11月第8号、30年3月第6号、31年2月第2号、3月第11号、令和元年6月第14号、2年7月第15号、12月第20号、3年3月第3号、7月第14号、12月第20号改正

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第25条に規定する岩手県警察高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動区域)

第2条 高速隊の活動区域は、高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)のうち、岩手県内の区間とする。

(編成等)

第3条 高速隊の編成は、直轄隊及び分駐隊とし、その名称、位置及び活動区域は別表第1のとおりとする。

2 分駐隊に分遣班を置き、その設置区分は別表第2のとおりとする。

3 直轄隊及び分駐隊にインターチェンジ警察官連絡所を置き、その設置区分は別表第3のとおりとする。

(勤務制等)

第4条 高速隊員(以下「隊員」という。)の勤務制及び勤務時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警部以上の警察官及び高速道路交通警察隊長(以下「隊長」という。)が指定するその他の隊員並びに警察官以外の職員は、警察職員の勤務時間に関する訓令(平成7年岩手県警察本部訓令第6号。以下「勤務時間訓令」という。)第2条に定める通常勤務とする。

(2) 前号以外の隊員は、勤務時間訓令の別表に定める交替制勤務とする。

2 勤務時間訓令の別表に定める交替制勤務は、地域警察運営規程(平成5年岩手県警察本部訓令第9号)第13条及び第15条に定める勤務とし、その勤務の開始及び終了の時刻は、隊長が次の表の中から指定するものとする。

勤務割	開始時刻	終了時刻
当番	午前7時～午後5時	翌日午前7時～午後5時
日勤	午前7時～午後2時	午前11時～午後10時

3 隊長は、必要により、前2項の勤務体制によらない勤務を命ずることができる。

(当直勤務)

第5条 当直勤務は、隊長が命ずる。

(運用計画)

第6条 隊長は、高速隊の効率的な運用を図るため、交通事情等の実態を勘案し、毎月25日までに翌月分の運用計画をたて、本部長の承認を受けなければならない。

(交通事故事件の取扱)

第7条 活動区域内において発生した交通事故事件は、別に定めるところにより検察庁又は家庭裁判所に

送致するものとする。

(交通法令違反の取扱い)

第8条 活動区域内において検挙した交通法令違反のうち、交通反則通告制度適用の違反については、岩手県交通反則通告センターに送付し、その他の違反については、前条の規定により送致するものとする。

(刑事事件等の取扱い)

第9条 前2条以外の事件の取扱いについては、被疑者の逮捕、参考人の確保及び現場保存等必要な初動措置を講じた後、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第42条及び第78条に規定する被疑者引渡書(事件引継書)により関係警察署に引き継ぐものとする。

(その他の事案の取扱い)

第10条 前3条以外の警察対象事案の取扱いは、必要な措置を講じたのち関係警察署等に引継ぐものとする。

(被疑者を逮捕した場合の措置)

第11条 交通事故事件、交通法令違反等により被疑者を逮捕したときは、直轄隊若しくは分駐隊の所在地を管轄する警察署又は最寄りの警察署に身柄の留置を依頼することができる。

(応援要請等)

第12条 隊長は、大規模な交通事故の発生又はその他の警察活動において必要があるときは、その状況を本部長に報告し、必要人員(装備等を含む。)の応援派遣を要請することができる。

2 緊急やむを得ないときは、直接関係所属長に応援を求めることができる。ただし、この場合は速やかに本部長に報告し、その後の指示を受けなければならない。

3 前項の応援を求められた所属長は、積極的に協力しなければならない。

(連絡協調)

第13条 隊長は、高速道路における警察活動を効率的に行うため、関係所属長及び関係機関等と緊密な連絡を保たなければならない。

(教養訓練)

第14条 隊長は、隊員に対して職務遂行に必要な知識及び技能の向上を図るため、指導教養を行わなければならない。

(補則)

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和52年11月19日から施行する。

附 則 (昭和54年9月28日警察本部訓令第22号)

この訓令は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年10月1日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月27日警察本部訓令第20号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年11月11日警察本部訓令第14号)

この訓令は、昭和61年11月11日から施行する。

附 則 (平成元年4月5日警察本部訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行し、平成元年3月30日から適用する。

附 則 (平成4年7月3日警察本部訓令第11号抄)

1 この訓令は、平成4年7月3日から施行する。

附 則 (平成4年7月30日警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年8月2日警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成6年8月4日から施行する。

附 則 (平成7年3月10日警察本部訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月30日警察本部訓令第19号）

この訓令〔中略〕は、平成7年11月10日から施行する。

附 則（平成8年10月4日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成8年10月8日から施行する。

附 則（平成10年3月23日警察本部訓令第4号抄）

- 1 この訓令は、平成10年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成13年10月1日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年10月30日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成14年11月7日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成15年3月4日警察本部訓令第6号抄）

- 1 この訓令は、平成15年3月6日から施行する。

附 則（平成18年3月6日警察本部訓令第5号抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月6日から施行する。

附 則（平成24年11月14日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成24年11月25日から施行する。

附 則（平成25年3月26日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成25年3月28日から施行する。

附 則（平成25年12月5日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成27年12月5日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、平成27年11月18日から施行する。

附 則（平成30年3月30日警察本部訓令第6号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月19日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成31年3月3日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同月9日から施行する。

附 則（平成31年3月22日警察本部訓令第11号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月11日警察本部訓令第14号）

この訓令は、令和元年6月22日から施行する。

附 則（令和2年7月6日警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和2年7月12日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年12月3日警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和2年12月12日から施行する。

附 則（令和3年3月9日警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和3年3月20日から施行する。

附 則（令和3年7月8日警察本部訓令第14号）

この訓令は、令和3年7月10日から施行する。

附 則（令和3年12月8日警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和3年12月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	位置	活動区域
直轄隊	盛岡市 東北縦貫自動車道盛岡南インターチェンジ内	東北縦貫自動車道北上江釣子インターチェンジから滝沢インターチェンジまでの区間及び東北横断自動車道東和インターチェンジから花巻ジャンクションまでの区間
西根分駐隊	八幡平市 東北縦貫自動車道西根インターチェンジ内	東北縦貫自動車道滝沢インターチェンジから秋田県境までの区間
北上分駐隊	北上市 東北縦貫自動車道北上江釣子インターチェンジ内	東北縦貫自動車道宮城県境から北上江釣子インターチェンジまでの区間及び東北横断自動車道北上ジャンクションから秋田県境までの区間
釜石分駐隊	釜石市 釜石警察署内	東北横断自動車道遠野インターチェンジから東和インターチェンジまでの区間、一般国道45号（国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間のうち、宮城県境から大槌インターチェンジまでの区間）及び一般国道283号（国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間）
宮古分駐隊	宮古市 宮古警察署内	一般国道45号（国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間のうち、大槌インターチェンジから田野畑中央インターチェンジまでの区間）及び一般国道106号（国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間）
久慈分駐隊	久慈市 久慈警察署内	一般国道45号（国家公安委員会が指定する自動車専用道路の区間のうち、田野畑中央インターチェンジから青森県境までの区間）
一戸分駐隊	二戸郡一戸町 東北縦貫自動車道一戸インターチェンジ内	東北縦貫自動車道安代ジャンクションから青森県境までの区間

別表第2（第3条関係）

隊名	名称	位置
西根分駐隊	安代分遣班	八幡平市 東北縦貫自動車道安代インターチェンジ内
釜石分駐隊	東和分遣班	花巻市 東北横断自動車道東和インターチェンジ内

別表第3（第3条関係）

隊名	名称	位置
----	----	----

直轄隊	盛岡インターチェンジ警察官連絡所	盛岡市 東北縦貫自動車道盛岡インターチェンジ内
	紫波インターチェンジ警察官連絡所	紫波郡紫波町 東北縦貫自動車道紫波インターチェンジ内
	花巻インターチェンジ警察官連絡所	花巻市 東北縦貫自動車道花巻インターチェンジ内
	花巻南インターチェンジ警察官連絡所	花巻市 東北縦貫自動車道花巻南インターチェンジ内
	花巻空港インターチェンジ警察官連絡所	花巻市 東北横断自動車道花巻空港インターチェンジ内
西根分駐隊	松尾八幡平インターチェンジ警察官連絡所	八幡平市 東北縦貫自動車道松尾八幡平インターチェンジ内
	滝沢インターチェンジ警察官連絡所	滝沢市 東北縦貫自動車道滝沢インターチェンジ内
北上分駐隊	北上金ヶ崎インターチェンジ警察官連絡所	北上市 東北縦貫自動車道北上金ヶ崎インターチェンジ内
	水沢インターチェンジ警察官連絡所	奥州市 東北縦貫自動車道水沢インターチェンジ内
	平泉前沢インターチェンジ警察官連絡所	西磐井郡平泉町 東北縦貫自動車道平泉前沢インターチェンジ内
	一関インターチェンジ警察官連絡所	一関市 東北縦貫自動車道一関インターチェンジ内
	北上西インターチェンジ警察官連絡所	北上市 東北横断自動車道北上西インターチェンジ内
一戸分駐隊	軽米インターチェンジ警察官連絡所	九戸郡軽米町 東北縦貫自動車道軽米インターチェンジ内
	九戸インターチェンジ警察官連絡所	九戸郡九戸村 東北縦貫自動車道九戸インターチェンジ内
	浄法寺インターチェンジ警察官連絡所	二戸市 東北縦貫自動車道浄法寺インターチェンジ内